

○独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件（平成十五年九月三十日内閣府・農林水産省告示第一号）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会が行う業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を次のように定める。

- 一 独立行政法人通則法（以下「法」という。）第四十七条第一号の主務大臣の指定する有価証券は、次のとおりとする。
 - イ 銀行の発行する債券
 - ロ 農林中央金庫の発行する債券
 - ハ 商工組合中央金庫の発行する債券
- 二 法第四十七条第二号の主務大臣の指定する金融機関は、次のとおりとする。
 - イ 農林中央金庫
 - ロ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
 - ハ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
 - ニ 信金中央金庫
 - ホ 信用金庫